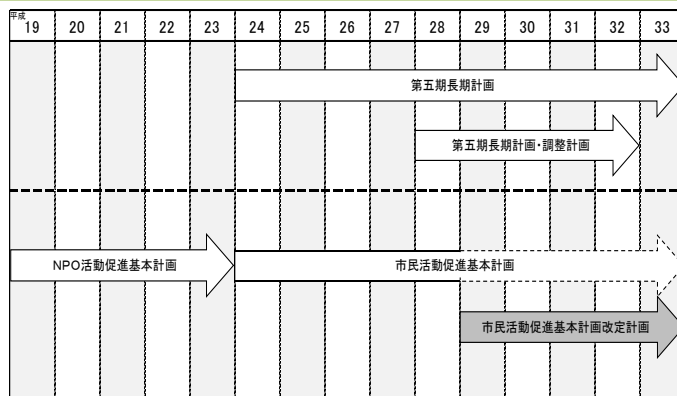


# 武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画 概要版

## I. 改定計画の位置づけ

武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画（以下「改定計画」という。）は、武蔵野市第五期長期計画・調整計画を上位計画とする分野別計画として、また、武蔵野市市民活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）の後期計画として、基本計画の目標や基本姿勢などを踏襲しています。

基本計画も半ばを迎え、市民活動を取り巻く様々な状況の変化をふまえ、平成29年度以降の市民活動促進のための方向性を示すことを目的に策定しました。計画期間については基本計画の計画期間である平成33年度までとします。



## II. 基本計画の目標と基本姿勢

### 1 市民活動の促進を通じて実現する社会像（基本計画の目標）

市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における「連携と協働」が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会

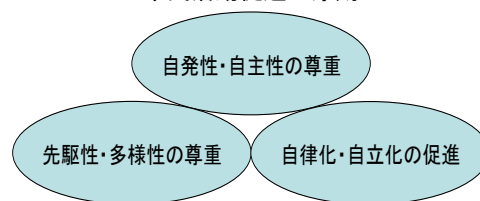
市民活動は市民間の共感を育み、絆をより確かなものにするものであり、市民活動団体は、これまで行政では対応しきれなかった社会的な課題を解決することが可能な存在でもあります。加えて課題を解決する上では「連携と協働」が重要であり、様々な主体が課題解決のプロセスに参加し、学びあい、協力し合い、個々が持つ力以上のものを相互に引き出し合いながら、各々の役割を果たしていくことが大切です。こうした観点から、本計画で目指す将来像を上記のように定めています。

### 2 市民活動促進と「連携と協働」にかかる基本姿勢

#### ○市民活動促進にかかる基本姿勢

基本計画においても、NPO活動促進基本計画における三原則の趣旨を踏襲した上で、市民活動の全体を視野にいれることを明確にするとともに、「自律化の促進」を加えることによって、自らの意志と規範に基づく自律性の高い活動として市民活動を位置づけ、右図における内容を行政の市民活動促進にかかる基本姿勢と位置づけます。

#### 市民活動促進三原則



#### ○「連携と協働」にかかる基本姿勢

基本計画では、計画で目指す目標を実現するため、「連携と協働」を実現の手段の一つとして位置づけています。そのため、改定計画においても、行政と市民活動団体との間だけではなく、企業等も含めた多様な活動の担い手の間での「連携と協働」を重視し、実現していきます。また、「連携と協働」を行うためには、それぞれの市民活動団体が自律・自立していることが必要であり、こうした団体の自律化・自立化を促進していきます。

## III. 基本計画でとらえる「市民活動」等について

### 1 「市民活動」について

#### ○市民活動の多様性

市民活動の特徴は、その多様性にあります。そのため、活動が様々な形態で存在することを、お互いに認め合い、尊重し合うことが大切です。

#### ○市民活動と学びの関係

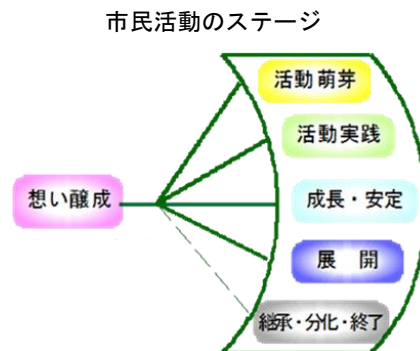
市民活動と学びは相互に密接な関係にあります。市民活動の特徴である多様性と、市民活動団体によって異なる学習課題を踏まえつつ、「学び」の側面も見据えた施策・事業を実施していきます。

### ○市民活動のもつ公益性への着目

計画の対象の中心を公益的活動に置きながら、私益・共益に位置づけられる活動や、私益・共益の要素が含まれる活動であっても、それが公益的活動へ結びつく可能性のある部分については、改定計画の対象として包含することとしました。

### ○市民活動のステージ

市民活動の特徴はその多様性にあり、一律の施策では十分な成果を上げられない場合もあります。そのため、こうした市民活動の多様性に加え、右図に示すような6つのステージを想定しました。



### ○市民活動団体の自律・自立について

「連携と協働」を実現するため、市民活動団体が自律的・自立的な活動基盤を有していることが期待されており、こうした「自律・自立」の状態を6つのステージのうち、「活動実践」「成長・安定」「展開」の3つのステージの状態と位置づけました。

## 2 「連携と協働」について

協働とは、「市民活動団体相互や企業・行政等の多様な担い手が、目的を共有し、対等な立場と適切な責任・役割の分担のもとに協力し、それぞれの特性を最大限発揮して相乗効果をあげながら、社会的な課題の解決のために取り組むこと」と定義しています。なお、改定計画においては、互いに連絡をとり、協力し合って活動を行う「連携」を盛り込み、「連携と協働」という表現を用いて、協働よりもよりゆるやかなつながりも含めた位置づけとなっています。

## IV. 計画期間前半の振り返り

平成24年4月よりスタートした基本計画も計画期間の半ばを迎えたことから、計画の中間の見直しを行うために、基本計画の実施計画に位置付けられた施策について、各施策の目標が達成されているかの評価を行うため「計画目標の達成状況評価表」を作成し、実施主体及び市民活動推進委員会による評価を行いました。

## V. 改定計画推進に向けた新たな方向性

基本計画の考え方を踏襲しながらも、市民活動推進委員会による計画期間前半の事業の評価や計画策定後の環境変化等を踏まえた議論により浮かび上がった、新たな課題に対する取組みを下記の4つの項目にまとめ、市民活動の促進に向けた今後の進むべき方向性として明確化しています。

### 1 市民活動への参加を促す環境の創出

#### ○魅力発信により参加につながる仕掛け

身近な地域の魅力や市民活動に取り組んでいる人たちの魅力、活動の楽しさ・おもしろさを発信することで、これまで地域の活動から疎遠だった人たちがそれらの魅力や地域への愛着を感じ、自分も地域で何かやってみようという「地域デビュー」へとつながるきっかけとなります。

#### ○継続的な市民活動を促す循環の仕組み

ライフステージの様々な段階で、「当事者だからこそ関わりやすい活動」に触れることは、地域に入っていきスタートであり、そういった人たちが、様々な経験や過程を経て、自分自身が当事者ではなくなったとしても、一人の市民として継続的に地域の活動に関わる可能性が生まれます。こうして、「当事者であることがきっかけとなり、将来は継続的な市民活動につながる」という一種の「循環」を生み出すことが可能です。

### 2 コーディネート機能の具体化

#### ○コーディネート機能の必要性

基本計画では、様々な団体の「連携と協働」が実現することを目標の一つとして掲げており、そのためには、人と人をつなぎ、目的を共有し、市民活動団体や企業・行政等の特性を生かしながら諸活動を促していくコーディネート機能が必要です。

## ○コーディネート機能が必要となる場

### ①地域コミュニティにおけるコーディネート機能

地域コミュニティの拠点であるコミュニティセンターが、地域の情報を発信する機能を持ち、市民や様々な団体が集まりつながることのできる場として、そのコーディネート機能を高めていくことが望まれます。

### ②分野ごとの市民活動におけるコーディネート機能

様々なテーマに基づく市民活動の場合、地域コミュニティの範囲を超えた活動が必要となる場合があります。市に存在する多様なニーズを俯瞰し、支援する人材を把握し、ニーズに合わせて適切に人材を配置してつなげるという、コーディネート機能を高めていくことが求められます。

### ③地域や分野の間をつなぐコーディネート機能

異なる活動分野の間をつなぐ役割、複数の地域コミュニティの間をつなぐ役割、地域コミュニティ活動と個々のテーマに基づく活動をつなぐ、広域的な範囲を視野に入れたコーディネート機能も重要です。

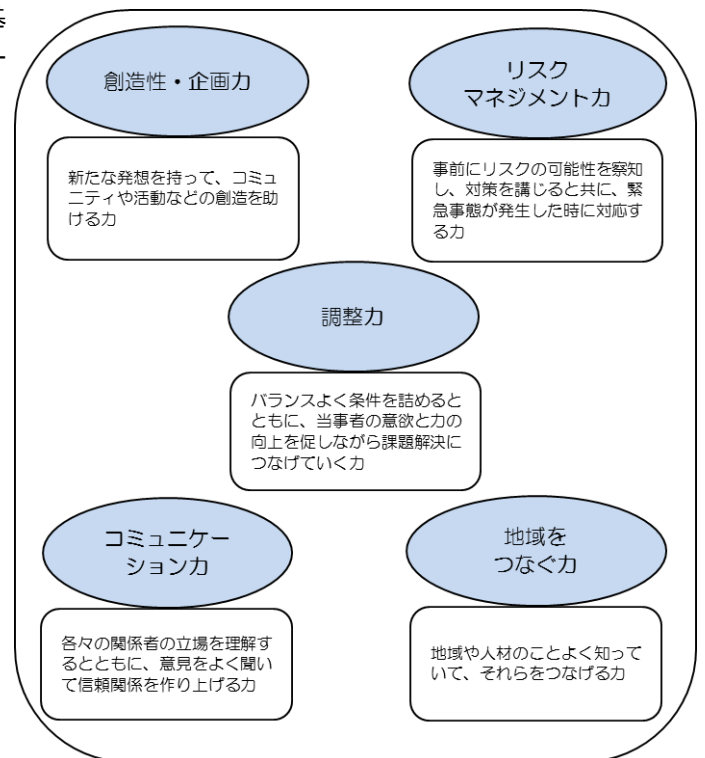
## ○コーディネート機能を担う人材に求められる力量

コーディネート機能を担う人材に求められる力量として、「調整力」、「コミュニケーション力」、「地域をつなぐ力」、「創造性・企画力」、「リスクマネジメント力」の5つが重要であり、このようなコーディネート機能が充実していくことが求められます(右図)。そして、必ずしも特定の人や組織がすべての力量を備えているということではなく、複数の人や組織が協力して全体としてコーディネート機能を発揮していくことが必要です。

## ○コーディネート機能を生かす仕組みの必要性

地域コミュニティや市民活動団体の活動を充実させるために、市や武蔵野プレイス、市民社協といった公的な機関が、コーディネート機能を担うことが期待されており、そのためには、コーディネート機能を担う人材の発掘・育成が必須の課題となってきます。

コーディネート機能を担う人材に求められる力量



## 3 コミュニティ政策との連携

### ○テーマ型市民活動と地域型市民活動の連携

市民活動政策とコミュニティ政策は、地域課題の解決に対する関わりについて、それぞれの考え方が近づいてきており、今後連携・融合していくことが求められています。そして、現在はコミュニティ協議会を中心に取り組んでいる「地域フォーラム」に対し、市民活動団体も積極的に関わることにより、連携が深まり、効果的なコミュニティづくり・まちづくりを目指すことができます。

### ○行政の適切な関わりをめざして

本市では、コミュニティ協議会を中心に市民の主体性に基づくコミュニティの活性化に取り組んできましたが、行政はこれまで以上に地域とともに歩み、地域の課題や悩みを共有し、一緒になって課題を解決することも必要です。

## 4 行政の役割

### ○市民活動団体が活動しやすい環境づくりと協働体制の構築

市民活動団体の活動内容や活動ステージに合わせた情報提供を行う必要があります。また、市民活動団体、企業、大学、コミュニティ協議会といった異なるセクターとの連携・協働を推進し、地域の活性化を図っていく必要があります。

## ○学びの場の充実

市民活動団体の活動ステージに合わせた、団体の組織運営力の向上につながるピンポイントの学びの場の充実が必要です。また、地域の現状や地域の課題を体系的に学ぶことも必要です。さらに、市の職員がもっと地域を知ることにより、地域との連携・協働を図っていくことができます。そして、地域の課題に対して、意識・認識を共有するためには、市民と行政と一緒に地域の課題を総合的に学ぶ場の構築が必要です。

## VI. 実施計画

課題解決と目標の実現のために、改定計画で本市が実施する取組みについて、その方向性と施策を示します。計画後期の展開は、必ずしもこれだけに限定するのではなく、必要に応じて、市民活動団体等とも連携しながら追加・検討していきます。

### <重点施策>

・市民活動のきっかけづくり ・市民活動に関する学びの機会の提供 ・コーディネート機能の強化

基本施策	施策	施策の概要
市民活動の裾野の拡大	<b>重点施策</b> 市民活動のきっかけづくり	ボランティア意識向上に向けた場の提供や、活動のきっかけの場の提供、地域の魅力発信による参加につなげる地域の魅力発信を行います。
	多様な活動につながる情報の提供	市民活動団体の情報を多様な媒体と機会を通じて提供するとともに、地域の社会的な課題に関する情報など、活動のテーマにつながるような情報についても提供していきます。
市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実	情報提供の充実	他団体の活動情報や団体運営に必要な情報、さらには助成金や融資制度など財政支援につながるような情報など、市民活動の多様性とステージにあわせ、自律・自立につながる情報を提供していきます。
	相談体制の充実	市民活動団体の団体運営や事業内容等に関する相談に対応する体制の充実を図ります。
	財政的な支援	補助金制度の見直しを行うとともに、資金調達のための情報提供の充実を図ります。
	<b>重点施策</b> 市民活動に関する学びの機会の提供	講座等の開催により、市民活動の多様性とステージにあわせ、必要な意欲・能力の向上の場を提供します。あわせて、地域課題を体系的に学ぶ場の構築を進めます。
	交流の促進	武蔵野プレイスを活用する等により、市民活動団体の交流機会の場の提供や、異なるセクターとの連携を推進します。
市民活動の場の利用促進	<b>重点施策</b> コーディネート機能の強化	複雑化・多様化する課題やニーズに対応すべく、地域としてコーディネートしていく体制作りを進めます。
	武蔵野プレイスの有効活用	テーマやニーズごとに市民活動団体同士をマッチングできるコーディネート機能の強化や相談体制の確立、市民活動に関する情報の発信や講座の開催など、武蔵野プレイスを活用した様々な支援を実施します。
課題解決のための「連携と協働」の推進	多様な活動の場の情報提供	コミュニティセンターをはじめとした様々な公共施設や公共施設以外の利用可能な施設等についても、幅広く情報を提供します。
	連携と協働に向けたネットワークの構築	協働に関する情報提供を行うとともに、企業・大学との協働に関する相談・情報提供や異なるセクターとの交流の推進を図ります。
	協働に向けた体制の整備	「連携・協働」の考えを共有し、職員の協働に対する理解の促進と知識の習得を図るとともに、地域の情報や課題を、市民と行政が相互に学ぶことのできる場の構築を進めます。

## VII. 改定計画の実行に向けて

### ○計画の進捗管理

進捗管理は、実施状況・目標の達成状況及び参考指標の傾向を勘案し、市民活動推進委員会による評価を行います。ただし、具体的な指標の設定や評価の方法等、進捗管理の仕組みについては、今後も引き続き検討していきます。そして、評価については、次年度以降の実施計画見直しに活用していきます。

### ○計画の推進体制

改定計画の目標は、多様な担い手と行政それぞれがその役割を果たしていくことで達成されます。そこで、市民活動団体等と行政との間で十分なコミュニケーションをとり、相互の協力関係によって常に見直し修正しながら計画を推進するという、多様な担い手の間での「連携と協働」により改定計画を進めていきます。

同時に、市民活動を促進していくために行政が取り組むべき内容についても示しています。こうした取組みは、全市的に取り組むべき内容であり、相互連携により計画を推進していく体制を構築していきます。

発行：平成 29 年 3 月 武蔵野市市民部市民活動推進課  
〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28 TEL 0422-60-1830(直通)